

## 「FXで簡単にもうかる？」SNSをきっかけにした、もうけ話に注意！

### ＜相談内容＞

画像専用 SNS にメッセージが届き、相手とやり取りを始めた。為替取引を勧誘され、海外の FX サイトを紹介された。勧められるまま 1 か月間に数回、ATM でお金を振り込んだ。総額 100 万円ほど振り込み、画面上で保持している外国通貨は、日本円にすると 800 万円程度になった。しかし、出金をしようとすると、手数料がかかるため 50 万円ほど振り込まないと、出金できないと言われた。



(40 歳代 女性)

### ＜アドバイス＞

相談者には、SNS をきっかけにした、詐欺的な投資の勧誘に関する相談が、複数寄せられていることをお伝えし、同種の相談事例について情報提供しました。また、手数料を支払っても、次は別の名目で料金を請求され、画面上で保持しているお金を手にすることは、困難であることをお伝えしました。

### トラブルを防ぐためのポイント

- SNS 上で知り合った相手が本当に信用できるか、慎重に判断しましょう  
SNS 上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かは分かりません。お金を一旦支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。
- 「簡単に稼げる」といった甘い言葉をうのみにしないようにしましょう。  
楽してもうかる話は、まずありえません。「すぐにもうかる」などと勧誘されたときは、契約条件や契約内容をよく確認し、安易に契約をしないようにしましょう。
- 借金をしてまで契約しないでください。  
「お金がない」と言って断ると、クレジットカードでの高額決済や、消費者金融の借金などを勧められる場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり断りましょう。

## 生活情報ファイル

### 相談急増！コロナ禍に便乗して、高齢者を狙う海産物の送り付けに注意！

～離れて暮らすご家族にも必ずお伝えください～

高齢者を狙い「コロナで観光客が減り困っている」などと同情を引き、強引にカニ等を購入させる、悪質な電話勧誘が県内で急増しています。詳しくは県 HP へ <https://nackynailly.com/faq/faqpost/402/>



- 不要だと思ったら、その場できっぱり断り、すぐに電話を切りましょう。
- 一方的に商品を送りつけられても、消費者が「承諾」の意思を示さなければ、商品の受け取りや代金支払いの義務はありません。
- 帰省の際に、ご家族の実家等で、見慣れない商品や契約書を見つけた際は、消費者ホットライン (☎188) にご相談下さい。

## 試してみよう、消費者力！第10回（令和3年度）

Q 次のうち、クーリング・オフができるものはいくつあるか選びなさい。

- (ア) 電話で業者から体に良いと勧められて健康食品を購入した。
- (イ) ネット通販で数量限定のテーブルを購入した。
- (ウ) テレビショッピングで人気商品の掃除機を購入した。
- (エ) ショッピングモールの店員に勧められて洋服を購入した。

1. 1つ      2. 2つ      3. 3つ      4. 4つ

【第17回消費者力検定（令和2年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘にご注意を！

インターネットの光回線の契約をしている消費者に対して、「アナログ回線（アナログ電話）に戻せば料金が安くなる」などと勧誘し、手続き代行やオプションサービスの料金として高額な請求をする、いわゆる「アナログ戻し」のトラブルに関する相談が寄せられています。



#### 相談事例

大手通信会社を名乗る者から電話があり「光回線をアナログ回線に戻すと月々の支払いが安くなる。初期費用がかかるが、すぐに元が取れる」と勧誘され、了承した。しかし、高額な代行手数料に加えて、契約した覚えのない、サポートサービスがついた契約になっていた。解約したい。

#### トラブルを防ぐためのポイント

- 勧誘を受けた事業者名と、契約内容をしっかりと確認しましょう。  
大手通信会社やその代理店を名乗っていても、実際は関係のない事業者が勧誘しているケースが多くみられます。
- 契約内容をよく確認し、必要のない契約はきっぱり断りましょう。  
事業者からの勧誘を受けて、消費者の気が付かないうちに、アナログ回線への変更には必要のないサービスの契約を結んでいるケースがあります。勧誘を受けた際には、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認するようにしましょう。

**お困りの際には、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。**

「試してみよう、消費者力！第9回解答と解説⇒（正解－1）」

（ア）は電話勧誘販売に該当し、クーリング・オフの対象となる（期間は8日間）。ネット通販やテレビショッピング、店舗で購入した場合は不意打ち性のない販売形態であるため、クーリング・オフが適用されない。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変わっていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。